

令和3年沼津市教育委員会第3回定例会会議録

1 日 時 令和3年3月25日（木）
午後3時25分～午後5時39分

2 場 所 沼津市役所 水道部庁舎3階 会議室

3 日 程

- (1) 開会
- (2) 会議録署名人の指名（三好委員 重光委員）
- (3) 教育長報告
- (4) 議案

- 議第6号 沼津市スポーツ推進委員規則等の廃止について
- 議第7号 沼津市スポーツリーダーバンク設置要綱の廃止について
- 議第8号 沼津市民体育館処務規程及び沼津市屋内温水プール処務規程の廃止について
- 議第9号 沼津市各種競技大会参加者賞賜金交付基準の廃止について
- 議第10号 沼津市教育委員会公印規則の一部改正について
- 議第11号 沼津市教育委員会事務局処務規則の一部改正について
- 議第12号 沼津市教育委員会後援名義使用承認に関する事務取扱要綱の一部改正について
- 議第13号 沼津市立小中学校管理規則の一部改正について
- 議第14号 沼津市立幼稚園園則の一部改正について
- 議第15号 沼津市立沼津高等学校学則の一部改正について
- 議第16号 沼津市立沼津高等学校中等部学則の一部改正について
- 議第17号 沼津市育英条例施行規則の一部改正について
- 議第18号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について
- 議第19号 沼津市図書館条例施行規則及び沼津市立沼津高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について
- 議第20号 沼津市民文化センター条例施行規則の一部改正について
- 議第21号 沼津市教育委員会が管理する都市公園に関する規則の一部改正について
- 議第22号 沼津市共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱の一部改正について
- 議第23号 沼津市学校給食費に関する要綱の制定について
- 議第24号 沼津市新屋内温水プール基本構想の策定について
- 議第26号 沼津市立小中学校処務規程の一部改正について
- (5) 協議事項
 - (6) 報告事項
- 報告事項1 令和3年2月市議会定例会一般質問等について
- 報告事項2 青少年教育センター施設の消防活動拠点としての使用について

報告事項 3 沼津市教育基本構想実施計画の策定について

報告事項 4 沼津市立図書館の開館時間の変更(案)に係るパブリック・コメントの実施について

報告事項 5 文化財活用の新たな取り組みについて

(7) その他

4 出席者等

教育長 奥村篤、教育長職務代理者 三好勝晴、委員 重光純、委員 土屋葉子、委員 川口浩史、教育次長 芹澤一男、教育指導監兼学校教育課長 遠藤宗男、教育企画課長 金子昭人、学校管理課長 望月浩司、沼津市立沼津高等学校事務長 大沼雅彦、教職員研修センター所長 川口郁代、文化振興課長 森剛彦、生涯学習課長兼ゆめとびら舟山所長 後藤寿代、学校教育課副参事(教職員担当)兼青少年教育センター所長 本杉淳、図書館事務長 勝又恵三、スポーツ振興課長兼副参事(新市民体育館建設準備担当)兼市民体育館長兼屋内温水プール所長兼勤労者体育センター所長 高橋雅之、子育て支援課長 矢田隆之、調整担当 中澤芳子、学校教育課長補佐 渡邊芳久、学校教育課学事係長 山下修一、教育企画課長補佐 遠藤康与、教育企画課指導主事 栗原克弥、教育企画課主任 村松大輔、教育企画課主事 重野友見

5 会議内容

(1) 開会

奥村教育長が午後3時25分開会を宣言する。

(2) 会議録署名人の指名

奥村教育長より、会議録署名人に三好委員、重光委員を指名する。

奥村教育長より、本日の会議は一部非公開とすることを委員に諮り、了承される。

傍聴人 0人

(3) 教育長報告

奥村教育長 今年度最後の教育委員会であるため、少し振り返る。この1年を振り返ると国難とも言える新型コロナウイルス感染症と共に生きるのだという共通認識に立って、我々は新しい生活様式を身に付けてきた。昨日までの児童生徒とその家族に係るPCR検査の実施報告は約450件であったが、各学校には、子供たちの命を守り、健康、安全、安心を最優先とした教育環境や教育活動に取り組んでいただいたことにより、未だ、校内クラスターは発生していない。また、受験を控えた子供たちをはじめ、いろいろな事情、課題を抱える子供たちにも細心の注意を払い、先日、無事に中学校、小学校の卒業式、修了式を終えたと聞いている。そして明日、147年の歴史を閉じ、長井崎小学校として新たな学び舎で、新たな歴史を刻む内浦小、西浦小の閉校式が予定されている。当初、教育委員

の皆様にも御臨席賜る計画を立てていたが、学校からの、来賓の参加はできる限り控えてもらいたいという要望や、開式の時間が非常に早いということを踏まえて、僭越ながら私が代表で出席してくる。皆様には、その後の連絡がままならず申し訳なかった。また、来年度の一貫学校の開校式は、2つの学校が同じくらいの時間帯に行うため、私がどちらか片方にしか参加しないことが、いかなものかという話もあり、動画による祝辞という形で参加をさせていただく。学校のみならず、教育委員会事務局各課においても、施策や事業の推進、行事の開催に向けて、これまで当たり前として捉えていたはずの意識を変えなければいけない。未知の状況での瞬時の判断を迫られることなどが求められ、課長としての責務の重さを、身を持って感じた一年間だったと思う。教育委員会としていろいろとあった令和2年度であったが、なんとか終わることができそうである。これも、教育委員の皆様のお強いお支えによるものである。改めて、心より感謝申し上げます。後ほど、年度末異動により教育委員会事務局から異動する方から挨拶がある。あと1週間程度あるが、円滑なスタートが切れるよう、引継ぎもしっかりとお願いする。コロナ禍の影響で大変な1年だったが、感謝申し上げます。

<議案>

奥村教育長より、一部一括議案とすることを委員に諮り、了承される。

議第6号から議第9号まで 沼津市スポーツ推進委員規則等の廃止について

<スポーツ振興課が産業振興部に移管されることから、スポーツ振興課が所管する教育委員会規則等を廃止することについて>

(スポーツ振興課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。
三好委員 直接廃止についてのことではないが、新市民体育館ができて文化センターと共通で駐車場を使うが、駐車場が足りなくなるということが、一番の懸念である。実際に運用してみて、やはり足りないということが出てくる可能性が非常に高いと思う。当時から、その点については不安な声はずっと挙がっていたと思う。分かっていることだと思うが、足りなくなった時にどうするのかということ。個人的には、水道部前の駐車場を立体にしたらどうかと思う。それでも足りないと思う。今後、市民体育館を運営していく時には、十分に注意しなければいけないと思う。

奥村教育長 ご提言、感謝する。今後の状況を見て、現状で対応できなくなった時の対応は考えていないのか。

教育次長 駐車場の件については、一部の議員やマスコミからも足りないのでは、とされている。今の立体駐車場、文化センター側の香陵駐車場、そして勤労者体育センターを取り壊し公園化することで、駐車場としても増える。体育館の周りについても、平置き駐車場ができる。ただ、大ホール、小ホール、体育館で大きな催し物をやると、どれだけの駐車場を用意しても、スペースにも限りがあるため足りないことは見えている。その中で、文化センターは現在も、駅前

のサンサンパーキングの5時間無料券を出している。街と文化センターの間の回遊性や、人の流れを作るということも含め考えている。また、バスの増発等も含め、主催者側や体育館の指定管理者とも連携をとっていく。今後、全ての車を受け入れるのではなく、台数を少しでも減らすということについても取り組んでいく。

奥村教育長

ほかにいかがか。

それでは御意見も尽きたので1件ずつお諮りする。議第6号 沼津市スポーツ推進委員規則等の廃止について、原案のとおり可決するということでよいか。

各委員

異議なし。

奥村教育長

異議なしと認める。議第6号については、原案のとおり可決することにする。続いて、議第7号 沼津市スポーツリーダーバンク設置要綱の廃止について、原案のとおり可決するということでよいか。

各委員

異議なし。

奥村教育長

異議なしと認める。議第7号については、原案のとおり可決することにする。続いて、議第8号 沼津市民体育館処務規程及び沼津市屋内温水プール処務規程の廃止について、原案のとおり可決するということでよいか。

各委員

異議なし。

奥村教育長

異議なしと認める。議第8号については、原案のとおり可決することにする。続いて、議第9号 沼津市各種競技大会参加者賞賜金交付基準の廃止について、原案のとおり可決することでよいか。

各委員

異議なし。

奥村教育長

異議なしと認める。議題9号については、原案のとおり可決することにする。

議第10号及び第11号 組織改正に伴う規則の一部改正について

<スポーツ振興課が教育委員会から産業振興部に移管され、また、学校環境を取り巻く新たな環境に対応するため、学校教育課内に「情報教育推進室」と「学校給食室」の課内室を設置することとなった。それに伴い、規定を一部改正することについて>

(教育企画課長 資料に基づき説明)

奥村教育長

説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。

三好委員

沼津市教育委員会事務局処務規則の第9条に教育長が不在のときとあるが、不在というのは、どのようなことを指すのか。法律用語では、事故あるときと使うが、不在のときと変えたのはなぜか。

教育企画課長

従前は事故あるときとしており、病気も含め海外出張やその他の出張等も含めた意味合いで事故という言葉を使っていた。いろいろな理由において不在な場合に急ぐものもある。いわゆる、席にいないという意味である。例えば一日の出張であっても、緊急を要するもの等に対応できるよう、不在という言葉を使った。とにかく、席に居ない時に対応できる規定として、この用語を使った。

三好委員

今までも、一日出張で教育長が全国の会合に出る時があったと思う。その時、急いで次長ないし他の者が代理業務を行ったという経験はこれまでもある

のか。

教育企画課長 私が教育企画課長を3年務める中においては、具体的に代理決裁を行ったことはない。事故あるときのケースは、事業を行っている中ではなかったため、必ず教育長に決裁を受けていた。

三好委員 感覚的には、病気で入院し1か月居ないということはよくあるケースである。1日や2日の出張の時にも、急ぐ案件があるのかと思った。

重光委員 私の印象では不在のときとは使わず、事故あるときと使うことが多い。事故あるときという言葉の便利なところは、利益相反があり、法的にその地位にある人が決裁できない時も含むという理解もあるということ。そもそもの第9条第2項は課長が不在のときとなっていて、第1項は事故あるときとしており、使い分け自体に意味があったのか。教育長は居るが、決裁できない場合があるのであれば事故あるときのほうが良いと思う。教育長は居るが決裁に加われない場合が直ちに思い浮かばないため、現状の線引きで問題がないのであれば、それでよい。

奥村教育長 事故あるときというのは、包括的な意味ということか。

重光委員 そうである。

教育企画課長 重光委員のおっしゃる通り、法文上での事故あるときの認識はしている。私自身も、居るけれども事故があつて決裁が取れない場面のイメージがわからない。部局が違う執行機関ではあるが、ルールとしては同じようなルールに整えておくほうが、得策だと考えている。

奥村教育長 不在という言葉にはこだわりがあるか。

教育企画課長 さきほど、重光委員から事故あるときと教授していただいたが、病気入院等で長期に不在することを事故あるときと捉えると思っている。例えば、1日、2日休みを取る時に、事故よりも不在という言葉のほうが、事務方としては、緊急を要するときについては取扱いやすいと思った。

重光委員 緊急を要する事務に限るという言葉が削除されたが、それはなぜか。不在だが緊急を要しない件であっても、次長に頼んで決裁を取ることもあり得ないことではない。教育長の専決事項というのは、ある程度大きな事項である、不在のとき、事故あるときだからといって、直ちに次長ができるというのはいかがなものかと思う。そのため、緊急を要する事務に限りと書いてあつたと思う。不在なときでも、教育長の専決事項は大きい事案が多いと思うため、緊急を要してどうしてもやむを得ない時には次長がやるという形にしておいたほうが良いと思う。そもそも第2項の課長級のときに、緊急を要するという文言がなかったのは、課長級の決裁事案は、不在時に課長補佐や係長がやってもよいような事案であり、教育長の事案ほどは重要ではないため、緊急を要さなくても良いという趣旨だったのではないかと推察する。

奥村教育長 緊急を要する事務に限るというのは、残しておいた方がよいということか。

教育次長 4項にまとめてあるのではないか。

教育企画課長 今回の改正に当たって情報を今一度確認を行い、この第9条は市長部局との整合が取られていないことから検討を始めた。その中で、新の第2項や3項が抜け落ちていると判断して加えた。重光委員が指摘した旧の緊急を要する事務の

規定に対し、新の規定では第4項において、当該事案が特に重要又は異例であると認められるものについては代決することができないということで、一部制限を掛けている。ただ、上司の指示があった場合又は緊急を要すると認められる事案についてはできるということで、1項から3項までの行える時の事案を規定していると考えている。

重光委員 第4項は教育長の専決事項の中で、特に重要なもの又は異例なものに限って緊急な場合であれば専決できるという規定である。もともとの規定は、教育長の専決事項は全て緊急の場合にしか代決できないとしていた。そのため、教育長の専決事項の中で、特に重要ではないものと重要なものとを分けなければいけない。今までは、教育長の専決事項は、緊急の時にしかできないとしていたにも関わらず、特に重要なもの又は異例なことであれば代決できないとしているので、代決の範囲を広げていることになる。特に重要又は異例の判断はどこでするのかということもある。

教育企画課長 第4項の特に重要又は異例であると認められるものについては、現状、明確な内規を定めたわけではない。したがって、個々の事例について、あらかじめ教育長、教育次長と協議の上整えていく。この場で明確に回答できないため、整理をしていく。

奥村教育長 御指摘のとおり、その点が紙面で示されていないと判断が難しいということ。ほかにいかがか。

それでは御意見も尽きたので1件ずつお諮りする。議第10号 沼津市教育委員会公印規則の一部改正について、原案のとおり可決するということでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第10号については、原案のとおり可決することにする。続いて、議第11号 沼津市教育委員会事務局処務規則の一部改正について、原案のとおり可決するということでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第11号については、原案のとおり可決することにする。

議第12号・議第15号から議第17号・議第19号及び議第20号 押印廃止に係る要綱、学則及び、規則の一部改正について

<押印の必要がないと判断した要綱等における押印にかかる規程を一部改正するとともに、手続きの簡素化を図る目的等で、その他の項目についても様式の一部を改正することについて>

(教育企画課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。

重光委員 市立高校の中等部と高校の願書から性別欄をカットしているが、男女別の定員はもう設けていないのか。

市立高事務長 男女別の定員はない。ジェンダーレスであり、世の中の流れの中で性別の欄は削除されてきている。今年度末時点で、性別を書く欄があるのは全国で4県であるため、静岡県も廃止するということである。合わせて、市立高も廃止する。

- 三好委員 事務的に不便はないか。
- 市立高事務長 近年のきらきらネーム化により、男の子か女の子か分かりにくい名前は増えているが、受験の段階では男女関係ないため、廃止を考えている。
- 奥村教育長 ちなみに、中等部の合格者は、2.5 : 7.5の割合で女子が多い。高校の入試になると、少し男子が増えてバランス的に安定してくる。
- 重光委員 この件とは関係ないが、戸籍謄本等にふりがなをふってもらわないと、子供の名前が読めないことがある。住民票や戸籍謄本にふりがながふってある市町もある。
- 三好委員 宇宙と書いてコスモと読むとかたくさんある。聞かないとわからない。
- 奥村教育長 表彰する時も非常に困る。必ず、付箋にふりがなを書いてもらう。
- 三好委員 ジェンダーレスは、一つの切り口としては正しいと思う。ただ、私は小学生を相手にキャンプをやっている。テントに子供たちを寝かせるため班を作る。その時は、一つのテントに男女一緒という訳にはいかない。必ず班分けをする時に、男女それぞれ何人申し込んできたかを確認する。その上で班を分ける。昼間の班は男女一緒だが、夜は男子と女子を分ける。昔は申し込みをしてきた時に、名前で性別がわかった。何年か前からはわからなくなり、男女を書く欄を付けた。そうでなければ班を分けられない。そういった場面もあると思う。確かに、入学の時点では、男女別の定員がないという側面では問題ない。ある一方で、ジェンダーレスをあまり言い過ぎると、世の中、男と女というのは間違いない。考え方で、いろいろとももの思考はある。基本的な認識は大事なことで、それを踏まえた上で男女平等というのは当然のこと。そういった点で、行政側もしていかなければいけない。あまり世の中の流れということだけでやっていると、おかしな方向にいくのではと心配になる。入学の時に差別するわけではないが、男女の欄を取ってしまう意味がどこにあるのかと、個人的には思う。
- 市立高事務長 おっしゃることはわかる。ただ、実際の話、例えば塾では、入試の時に市立高中等部は女子をなかなか採ってくれない。男の子のほうが得だと言われてしまう。最初に話をしたように、そのように分けてはいないが、このようなことも言われてしまう時代である。入口としての第一段階のため、男女を問わないということで、欄をなくすことに御理解願う。
- 奥村教育長 目的によってではないか。先ほどの話のようなキャンプの時には必要性がある。
- 三好委員 主催者側として、分かっているのとやれない。そういうことまで関係ないのかと思ってしまう。
- 土屋委員 三好委員の意見に同感である。小学校で歯科検診をしていると、身なりも性別がわからないこともある。今の時代なので、それでどうということはない。必要なのは、記入する欄もあったほうが良いと思う。
- 川口委員 必要に応じた情報を、必要な分だけ得るという社会になっている。あとで必要な情報は後で取るという流れになっている。非常に個人的な意見だが、印をなくすというのも、文化がなくなって寂しいという気持ちになる。
- 奥村教育長 国の方針もあるが、国に全てならえば良いということではない。ほかにかが

それでは御意見も尽きたので1件ずつお諮りする。議第12号 沼津市教育委員会後援名義使用承認に関する事務取扱要綱の一部改正について、原案のとおり可決するというこゝでよいか。

各委員 異議なし。
奥村教育長 異議なしと認める。議第12号については、原案のとおり可決することにする。続いて、議第15号 沼津市立沼津高等学校学則の一部改正について、原案のとおり可決するというこゝでよいか。

各委員 異議なし。
奥村教育長 異議なしと認める。議第15号については、原案のとおり可決することにする。続いて、議第16号 沼津市立沼津高等学校中等部学則の一部改正について、原案のとおり可決するというこゝでよいか。

各委員 異議なし。
奥村教育長 異議なしと認める。議第16号については、原案のとおり可決することにする。続いて、議第17号 沼津市育英条例施行規則の一部改正について、原案のとおり可決するというこゝでよいか。

各委員 異議なし。
奥村教育長 異議なしと認める。議第17号については、原案のとおり可決することにする。続いて、議第19号 沼津市図書館条例施行規則及び沼津市立沼津高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について、原案のとおり可決するというこゝでよいか。

各委員 異議なし。
奥村教育長 異議なしと認める。議第19号については、原案のとおり可決することにする。続いて、議第20号 沼津市民文化センター条例施行規則の一部改正について、原案のとおり可決するというこゝでよいか。

各委員 異議なし。
奥村教育長 異議なしと認める。議第20号については、原案のとおり可決することにする。ここで一度休憩を挟むこととする。

(休憩) 16:22~16:30

奥村教育長 それでは再開する。

議第13号 沼津市立小中学校管理規則の一部改正について

<静岡県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正により、県費負担教職員に係る業務量の適切な管理等を市町教育委員会が行う必要が生じることから、同措置に関する規程を追加することについて。また、長井崎小学校と長井崎中学校、戸田小学校と戸田中学校がそれぞれ施設一体型となることから、それぞれの呼称を定めること等について。>

(学校教育課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。

- 重光委員 32条の2が追加されるが、業務量の適切な管理を教育委員会が行うとあるが、具体的にはどのような管理を予定しているか。
- 学校教育課長 パソコンによる、客観的な勤務時間の管理が前提である。それによって、1か月45時間、1年360時間の上限を越えないことを把握し、勤務時間の管理を行う。
- 奥村教育長 パソコンというのは、パソコンを立ち上げた時から閉じたところまでが勤務時間か。
- 学校教育課長 本市では、勤務時間を管理する専用のパソコンを職員室に設置している。出勤と同時に、職員自ら入室することで勤務時間が開始され、帰宅する時に退出することで勤務時間を終了する形で管理している。
- 奥村教育長 タイムカードではなく、一人一人の教員が時間を打ち込むということか。
- 学校教育課長 打ち込むのではなく、入室、退室をクリックすることで勤務時間を管理している。
- 奥村教育長 そのデータが教育委員会にあがってくるということか。
- 学校教育課長 そのとおりである。
- 三好委員 時間の設定については、現場の先生方の意見が吸い上げられているか。どのような決め方か。文科省の一律のルールがここに出ているのか。労働基準法の問題だけか。
- 学校教育課長 県の教育委員会から示されている公務処理の内訳に準じて、本市でも当てはめている。勤務時間外に行う業務として認められている超過勤務4項目、部活動指導、緊急の場合の臨時的業務を合わせて勤務時間外の業務と位置付け、授業または成績処理については、勤務時間の中の業務と位置付けている。
- 三好委員 この時間内に学校で終わらず、自宅に持って帰って仕事をしなければ、結果終わらなかったということであればカウントされない。このようなことが頻繁に起こってくるようであれば、柔軟に現場の声を拾わなければいけない。持って帰らなければ仕事が終わらない量になっていること自体が問題である。その点についても、できる限り現場の声を聞いたほうが良い。県の教育委員会もそうだが、市の教育委員会も現場の声を拾うことは、とても大切なことだと思う。このような捉え方も大切だということ。
- 奥村教育長 現状、体調を崩す先生が非常に増えている。健康管理も含め、このようなタイムマネジメントが非常に重要になってくる。ここに書かれた数字が絵にかいた餅にならないように、教育委員会としても内容の精選等をしていく必要があると受け止めた。ほかにいかがか。
- それでは御意見も尽きたのでお諮りする。議第13号 沼津市立小中学校管理規則の一部改正について、原案のとおり可決するというところでよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第13号については、原案のとおり可決することにする。
- 議第14号 沼津市立幼稚園園則の一部改正について
 <沼津市立戸田幼稚園の認定こども園化に伴い、沼津市立幼稚園園則を改正することについて>
 (子育て支援課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。
特段よろしいか。
それではお諮りする。議第14号 沼津市立幼稚園園則の一部改正について、原案のとおり可決するというこゝでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第14号については、原案のとおり可決することにする。

議第18号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について
＜知的障害学級及び情緒障害学級が新設されることに伴い、その通学区域を改めるとともに、通級指導教室について通学区域を改正することについて＞
(学校教育課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。
毎年、特別な支援を必要とする子供たちが増えているため、特別支援学級が増えている実情がある。来年度に向けては、5つの特別支援学級が新たに設置されるということであり、それに伴う改正である。
それでは御意見も尽きたのでお諮りする。議第18号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について、原案のとおり可決するというこゝでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第18号については、原案のとおり可決することにする。

議第21号 沼津市教育委員会が管理する都市公園に関する規則の一部改正について
＜令和3年度4月1日の組織改正に伴って沼津市教育委員会に対する事務委任等に関する規則が改正されることにより、号のずれが生じるために一部改正することについて＞
(文化振興課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。
特段よろしいか。
それではお諮りする。議第21号 沼津市教育委員会が管理する都市公園に関する規則の一部改正について、原案のとおり可決するというこゝでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第21号については、原案のとおり可決することにする。

議第22号 沼津市共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱の一部改正について
＜静岡県職員の給与に関する規則及び静岡県教育委員会組織規則の一部改正により、共同学校事務室の室長に充てる補職名を改正すること等について。＞
(学校教育課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。
周知のとおり、共同事務室は第四小学校と第五中学校にある。今までは室長だったが、補職名が改正されたことによって変わったということ。
それではお諮りする。議第22号 沼津市共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱の一部改正について、原案のとおり可決するというものでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第22号については、原案のとおり可決することにする。

議第23号 沼津市学校給食費に関する要綱の制定について

＜令和3年4月からの学校給食費の公会計化に伴い、徴収管理を市で行うこととなることから、沼津市学校給食費に関する要綱を制定することについて＞
(学校教育課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。

三好委員 中等部は牛乳だけか。お弁当を持ってくるか、購買で購入するということか。

市立高事務長 中等部については、牛乳のみである。食事についてはお弁当を持ってくるか、学食で購入する。中学生は食事の時間も学校教育の一部であるため、食堂に注文し、お弁当のようなパッケージにして、教室で食べる。パン等もあるため、子供たちが選択して食べてもらう。

奥村教育長 ほかにいかがか。
それでは御意見も尽きたのでお諮りする。議第23号 沼津市学校給食費に関する要綱の制定について、原案のとおり可決するというものでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第23号については、原案のとおり可決することにする。

議第24号 沼津市新屋内温水プール基本構想の策定について

＜新施設の基本コンセプト等整備方針を示した沼津市新屋内温水プール基本構想を策定することについて＞
(スポーツ振興課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。

川口委員 屋内温水プールの利用者は、決まった方が利用していたと思うが、パブリック・コメントの2件というのは少ないと思う。

スポーツ振興課長 パブリック・コメントの期間中に集まった意見は2件だが、いずれも利用者であった。賛成意見や、いつ頃できるのかという質問、休館期間中の対応についての質問であった。現在考えていることを説明した。

三好委員 基本構想は、今日決定するのか。来年度から教育委員会の所管から外れ、市長部局に行く。今日確定した基本構想を、市長部局に渡すというイメージで良いか。

スポーツ振興課長 おっしゃる通りである。教育委員会会議で策定、決定した後、市長部局のウィズスポーツ課で引継ぎ、今後策定する基本計画等に反映していく。

三好委員 今日議決されると、この案がとれるということか。
スポーツ振興課長 そういうことである。
奥村教育長 ほかにいかがか。
それでは御意見も尽きたのでお諮りする。議第24号 沼津市新屋内温水プール基本構想の策定について、原案のとおり可決するというところでよいか。
各委員 異議なし。
奥村教育長 異議なしと認める。議第24号については、原案のとおり可決することにする。

議第26号 沼津市立小中学校処務規程の一部改正について

＜傷病による休職及びその更新の場合には、職員からの休職願を受け、同書を県教育委員会に提出する形を採ってきたが、願出とすることが妥当でないとの判断から、職員本人からの願いを不要としたため関係規定を改正することについて＞
(学校教育課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。
本人の意に反しており、願いではないため改正するということ。
重光委員 第30条の3項のことである。校長は、職員の傷病による休職を受けている期間が満了したとき、又は当該期間内に職場に復帰しようとするときは、とあるが、当該職員が職場に復帰しようとする時でよいか。これだと、校長が職場に復帰する時と読め、文言上明らかでない気がする。「当該期間内に当該職員が職場に復帰しようとする時」など、今のままだと誰が復帰しようとしているかわからないので、追記したほうが良い。
学校教育課長 御指摘のとおり、一部加筆する形で対応する。
奥村教育長 当該職員ということが明確に示されるということか。
学校教育課長 傷病により休職中の教職員が復帰するということを明記する形で、ここに加筆する対応をとりたい。
奥村教育長 その場合、当該職員がということで良いか。
重光委員 休職を受けている職員が復帰しようとするときなど、その辺はほどよくやっていただければ良い。
奥村教育長 その点を追記することをお願いする。
それでは追記することを前提にお諮りする。議第26号 沼津市立小中学校処務規程の一部改正について、原案のとおり可決するというところでよいか。
各委員 異議なし。
奥村教育長 異議なしと認める。議第26号については、原案のとおり可決することにする。

＜協議事項＞

奥村教育長 日程（5）協議事項は、本日は案件なし。

＜報告事項＞

奥村教育長 日程（6）報告事項である。

報告事項1 令和3年2月市議会定例会一般質問等について

<本会議で行われた代表質問等について>
(教育次長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わったが、御意見、御質問等いかがか。
よろしいか。

それでは、本件については報告を受けたということで御了承願う。

報告事項 2 青少年教育センター施設の消防活動拠点としての使用について
<大規模災害等の不足の事態が発生し、沼津南消防署が著しい損害を受けた場合等に、消防活動拠点としての機能を継続するために、青少年教育センター施設の一部を消防活動拠点として使用することについて>
(青少年教育センター所長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わったが、御意見、御質問等いかがか。
よろしいか。

それでは、本件については報告を受けたということで御了承願う。

報告事項 5 文化財活用の新たな取組について
<市内に存在する史跡等のほか、文化財センター及び博物館が所蔵する文化財を、学校教育においてさらに積極的に活用していくため、沼津市文化財活用の手引きや所蔵文化財等のデジタル化について>
(青少年教育センター所長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わったが、御意見、御質問等いかがか。

三好委員 窓口が一本化されたことと、学校がこのような情報を一元にアクセスできることはとてもよい。子供たちも情報が取りやすくなる。文化財センターの情報の集約はとても重要な作業になってくる。そこが充実してくることが大切である。

奥村教育長 文化財の活用がとても重要視されている。

よろしいか。

それでは、本件については報告を受けたということで御了承願う。

報告事項 3 及び報告事項 4 については公表前の事項が含まれているため当日は非公開としたが、公開できることとなったため公開する。

報告事項 3 沼津市教育基本構想実施計画の策定について

<新しく策定された沼津市教育大綱及び、新しい教育基本構想に示された理念の具現化を図るため、新しい沼津市教育基本構想実施計画を策定することについて>
(教育企画課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わったが、御意見、御質問等いかがか。
このような形で、各課が推進していくことで御理解願う。
それでは、本件については報告を受けたということで御了承願う。

報告事項 4 沼津市立図書館の開館時間の変更(案)に係るパブリック・コメントの実施について
＜沼津市立図書館の開館時間について、社会状況や利用者ニーズの変化等に合わせた変更を検討していることから、本件に係るパブリック・コメントの実施について＞
(図書館事務長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わったが、御意見、御質問等いかがか。
令和3年度にパブリック・コメントを実施するという報告であった。
それでは、本件については報告を受けたということで御了承願う。

<その他>

奥村教育長 日程(7) その他であるが、いかがか。
ほかにはないので、以上をもって本日の定例会を終了する。

午後17時39分 閉会